

食中毒・感染症等対策指針

障害福祉サービス事業所には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、「食中毒・感染症等対策マニュアル」及び「食中毒・感染症等発生時にこける業務継続計画（BCP）」などのマニュアルおよび社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「食中毒・感染症等対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- 二) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、「食中毒・感染症等対策マニュアル」や「食中毒・感染症等発生時における業務継続計画（BCP）」に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて園長など管理者と協議の上、「食中毒・感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関」との連携のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 医療機関： 名称・連絡先 阪奈中央病院 0743-74-8660
 - ロ) 嘱託医： 氏名・連絡先 にいのみ小児科 0742-52-3370
 - ハ) 保健所： 名称・連絡先 奈良市保健所 保険予防課 93-8397
 - ニ) 指定権者： 担当部署名称・連絡先 奈良市障がい福祉課 34-4593
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて法人本部など管理者と協議の上、「食中毒・感染症等発生時における業務継続（BCP）」等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 法人本部：0742-27-5515
 - ロ) 利用者家族： 別紙
 - ハ) 給食委託業者：名称・連絡先 名阪食品 0744-43-8103

<附則>

本方針は、2024年4月 1日から適用する。

更新日： 2024年8月14日

2025年4月 1日